

『住まい方』で相続税が変わる！

工務店だからできる『相続診断』と対策提案

実家が持家の場合、相続税のリスクが高まります！

【ケース1】

夫30歳、妻28歳
新築を検討中！
実家は持家



【ケース2】

夫61歳、妻60歳
小さな建替え検討中！
子は賃貸で将来新築希望



- ①子が賃貸、新築（持家）、親が持家、建替え等、住まい方で相続税が異なる！
- ②2015年から相続税リスクが高まった？
- ③相続税のリスクが少ない住まい方？
- ④相続税のリスクが高い住まい方？
- ⑤土地の相続税評価額はいくら？
- ⑥建物の相続税評価額はいくら？
- ⑦現金がいくらあると相続税がかかる
- ⑧相続税がかかる場合の対策とは？

『相続診断』：『住まい方』によって異なる相続税を確認し、相続税がかかる場合は、概算で相続税額を計算し、最適な『住まい方』を提案する。

(土地の相続税評価額 + 建物の相続税評価額 + 現金 > 基礎控除 ∴ 相続税発生)

株式会社〇〇〇〇

〒999-9999 東京都〇〇区〇〇

☎03-9999-9999

相談会のお申込み
はこちら

